

東京国際仏教塾平成 22（西暦 2010）年度塾生募集要項

- 1 **募集人員**：第 23 期生 80 名
- 2 **入塾資格**：仏教を改めて体系的に学びたい健康な方。性別、年齢、学歴を問わず。
但し聴、視力の弱い方は願書にその旨を記入のこと。
- 3 **課程**：仏教入門課程 4 月～10 月
宗旨専門課程 11 月～翌年 3 月
詳しくは次ページ。仏教入門課程だけの履修もできる。
- 4 **特典**：当塾の宗旨専門課程を修了した者のうち希望者は、受講した宗旨の在家得度（受戒）を受けることを得る。
- 5 **募集期間**：平成 21 年 11 月 25 日（水）から同 22 年 3 月 31 日（水）必着。
- 6 **入塾説明会**：平成 22 年 2 月 13 日（土）。別項参照。4 ページに会場案内図。
- 7 **学費**：仏教入門課程＝授業料 98,000 円（入学金、受講料、指導料、2 回の修行費〈計 4 泊 12 食付き〉、仏教文化 1 年間購読料を含む）。ほかに教科書代（10,000 円前後）、交通費などがかかります。
宗旨専門課程＝授業料 20,000 円、声明・作法指導料 130,000 円 計 150,000 円。
- 8 **授業内容**
 - 1) **仏教入門課程**

修行＝2 泊 3 日の日程で 2 回実施する。（必修。どちらかに参加できない者のために 9 月に補足修行を実施する。2 回の修行または、補修のいずれをも受けない場合は未修業となる）
教科目＝4 教科（宗教概論、仏教概論、大乘仏教論、日本仏教史）各教科のレポートをそれぞれ 7、8、9、10 月末までに提出すること。
スクーリング＝2 日間実施（計 6 講座。出席は自由）詳しくは次ページ。
 - 2) **宗旨専門課程**

仏教入門課程の修行を終え、レポートを提出して同課程を修業見込みのある者は、宗旨専門課程に進むことが出来る。浄土真宗コースを常設とし、他の宗旨宗派は 3 名以上の希望者をもって開設する。なお塾生の都合によっては入門課程を修業している者に限って宗旨専門課程の履修を翌年度に繰り延べることが出来る。
教科課題：2 教科（宗義、宗史）のレポートを 2 月末日までに提出。
実習授業：5 回実施。（必修。毎月 2 日連続、延べ 10 日間。7 日以上出席が必要）
- 9 **修業証・修了証の交付**

仏教入門課程を修業した者には、修業証を交付する。
宗旨専門課程を修了した者には修了証を交付する。
- 10 **教室**：東京大学仏教青年会館、当塾千葉教場、各宗寺院。
- 11 **事務局**：〒116-0002 東京都荒川区町屋 1-2-1 佐藤ビル Tel&Fax 03-3809-5930

平成 22 年度東京国際仏教塾課程

仏教入門課程（通信教育基礎課程）

入塾説明会	2月13日（土）午後1時半から同3時半		
	仏教伝道協会で		
	（東京都港区芝4-3-14）		
第23期開講式並びに 第22期閉講式	4月23日（金）午後0時半式典、東京大学仏教青年会館で		
	同午後1時50分記念講演＝奈良康明先生（駒澤大学名誉教授）		
第1回修行 千葉県妙巖寺で	A組：4月24日（土）～26日（月）		
	B組：5月1日（土）～3日（月）		
スクーリング 東大仏教青年会館	第1日：6月11日（金）		
	13：30～14：40	特別講義	中野東禅先生（龍宝寺住職）
	15：00～16：10	仏教概論	高橋堯英先生（立正大学教授）
	16：30～17：40	日本仏教史	箕輪顕量先生（愛知学院大学教授）
	第2日：6月12日（土）		
	11：00～12：10	大乘仏教論	渡辺章悟先生（東洋大学教授）
	13：00～14：10	宗教概論	渡辺浩希先生（文化庁専門職）
	14：30～15：40	特別講義	大洞龍明塾長
第2回修行 鹿野山禅研修所で	A組：6月18日（金）～20日（日）		
	B組：6月25日（金）～27日（日）		
学科レポート締切	7月31日「宗教概論」をはじめ、前ページ記載の通り		
補足修行	9月17日（金）～20日（日）浄土念仏修行（自主参加も可）		

宗旨専門課程（宗旨実習課程）

宗旨専門課程 受講願書届出締切	9月下旬
開設コース、日程、進学認定などの通知	10月上旬
実習（声明、作法、講座。連続2日、各月1回。翌年3月には声明、作法考査修業審査あり）	11月～3月
各コースともレポート2教科目提出締切り	2月末日

入塾願書の提出について

入塾希望の方は当塾発行の入塾願書用紙、またはホームページ (<http://www.tibs.jp>) から取り込んだ願書用紙に所定の事項を記入、捺印し、郵便で下記により提出して下さい。選考結果は3月上旬および4月上旬までにお知らせします。入塾決定者には必要書類も送りますので、それに従って手続きを進めてください。A、Bのクラス分けは、東京からの距離を参考に（遠い方はA組）、塾側で決めますが、修行日程に関して勤務などの関係で特別な希望のある方は、その旨を願書右上に記入して下さい。

出願期限：平成22年3月31日必着。

送り先：〒116-0002 東京都荒川区町屋1-2-1 佐藤ビル、東京国際仏教塾
封筒表面に「願書在中」と朱書きすること。

東京国際仏教塾仏教入門課程受講規定

(目的)

第1条 当塾の仏教入門課程は、通信教育と体験修行による基礎課程であって、仏教を学ぶことを志す者を教育することを目的とする。

(受講資格)

第2条 受講資格は、当塾において入塾の許可を受けた者で、所定の入学金、授業料等を納入した者とする。

(教育の方法)

第3条 仏教の基礎的な学習として、仏教概論等の学科の教授指導、寺院宿泊による体験学習としての修行、その他の方法によって行う。

(学習期間)

第4条 毎年4月から同年10月末日とする。

(学科と単位)

第5条 学科は4科目（宗教概論、仏教概論、大乘仏教論、日本仏教史）とし、1科目を3単位として計12単位とする。いずれも提出レポートの可否によって単位を与える。

(修業〈しゅうぎょう〉と認定)

第6条 仏教入門課程の期間中に2泊3日の修行を2回実施する。これは必修とし1回4単位とする。単位は修行に参加し、感想文を提出した者に与える。いずれか1回の修行に参加しなかった者に対しては、補足修行を実施する。

(修業証)

第7条 上記学科の12単位、修行の8単位、合計20単位をもって仏教入門課程を修業したものとし、修業証を発行する。

(進路)

第8条 修業見込みをもって、当塾の宗旨専門課程へ進むことができる。
宗旨専門課程の履修は都合によって後年度へ繰り延べることができる。

(受講期間の延長)

第9条 1 第4条の期間内に修業できない者は、修業を延期することができる。
2 延期の願い出は、その理由が生じてから1ヶ月以内に書面をもって提出しなければならない。
3 修業延期は、次年度をもって限度とする。ただし特別の事情がある場合はこの限りではない。

(除籍)

第10条 下記の各項に該当する者は除籍する。
1 第4条の期間内に修業せず、第9条第2項の手続きをとらなかった者。
2 第9条第3項で修業しなかった者。

(学費)

第11条 授業料の納期は別にこれを定める。
既納の学費は、事情のいかんにかかわらず、これを返却しない。

